

令和4年度 「情報通信分野のアクセシビリティ推進に関する調査研究」 の請負

— 報告書（概要版） —

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

2023年3月

NRI

Share the Next Values!



第1章 調査の概要

第2章 自己評価様式の普及展開に向けた調査研究

- 2.1 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成、
自己評価様式の作成支援に関する調査
- 2.2 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理
- 2.3 自己評価様式の更なる普及に向けた調査

第3章 シンポジウムの開催

第4章 ICTアクセシビリティ推進WGの事務局運営

背景と目的

- 総務省及び厚生労働省では、ICTの利活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女協同参画や外国人との共生を実現し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会を構築すべく、ICT利活用による支援策や社会の意識改革・普及啓発策のあり方について、平成30年11月から「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し検討を行ってきた。

本調査研究の背景

- 総務省及び厚生労働省では、ICTの利活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女協同参画や外国人との共生を実現し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会を構築すべく、ICT利活用による支援策や社会の意識改革・普及啓発策のあり方について、平成30年11月から「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し検討を行い、平成31年4月に、「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」として取りまとめ公表した。また、令和3年には「障害者にやさしいICT機器等の普及に関する勉強会」を開催し、今後の施策のあり方について改めて検討を行った。
- 令和3年には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組の強化や、情報アクセシビリティ自己評価様式の普及展開を引き続き推進すること等の情報アクセシビリティの推進の方向性が示された。
- 誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のためには、IoT や AI 等の活用により実現される新しい社会インフラやサービス等の社会実装が必要となり、そのためには、ICT 機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保が必要である。



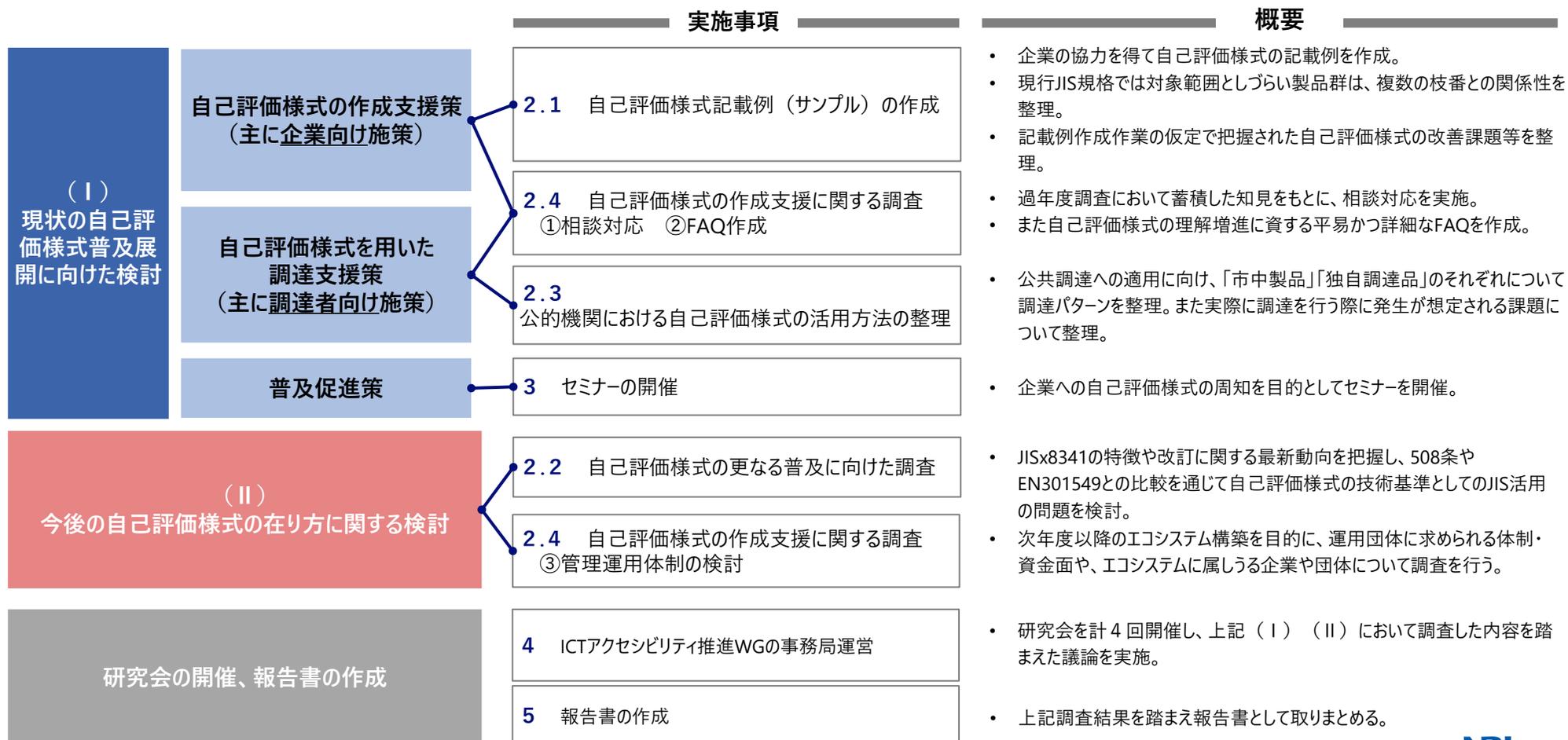
本調査研究の目的

- 本調査研究では、企業が、自社で開発する ICT 機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する仕組みを導入するため、欧米のアクセシビリティ基準や JIS規格、各業界団体が過去に独自に策定した基準を踏まえた評価項目・基準の整理及び管理運用体制の検討、確立を行うことを目的とする。
- 過年度の調査研究を通じて、情報アクセシビリティ自己評価様式の書式に係る検討を実施した。**今年度は普及展開にあたっての基盤を確立し、普及促進を行うにあたっての重要期間となる。**

実施内容

■ 本調査研究では、情報流通振興課（以下、主管課）の指示の下、以下の項目を実施し、結果を報告書に取りまとめた。

調査の全体像・ポイント



実施内容

実施スケジュール

調査内容	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月											
	15	22	29	05	12	19	26	03	10	17	24	31	07	14	21	28	05	12	19	26	02	09	16	23	30	06	13	20	27	06	13	20	
自己評価様式の普及展開に関する調査研究																																	
(1) 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成				作成依頼									サンプル作成									検討課題のとりまとめ											
(2) 自己評価様式の更なる普及に向けた調査				調査の実施																								課題の整理、とりまとめ					
(3) 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理										調達フロー等に関する調査 (デスクトップ調査、ヒアリング調査)												整理、ガイド案作成											
(4) 自己評価様式の作成支援に関する調査																ヒアリング調査									管理運用体制の検討								
(5) セミナーの開催	事前準備									相談対応の実施												FAQの作成、ガイドブックの更新											
(6) ICTアクセシビリティ推進WG										第1回									プログラムの検討			参加申込			開催 ▲								
(7) 報告書の作成										11/29 16時~18時									1/24 13時~15時			2/21 10時~12時			3/10 14時~16時								
																									報告書の作成								

主として公共調達の対象となり得るICT機器・サービスを対象に自己評価様式記載例を作成

- 企業や業界団体等に協力いただき、「情報アクセシビリティ自己評価様式」に基づく記載例（サンプル）を作成した。

情報アクセシビリティ自己評価様式の記載例（サンプル）作成の流れ（1/2）

1

Step1

貴社（団体）・総務省・NRI間で基本方針の確認

- ✓ 現時点（案）では、概ね以下の様に想定。

記載例の作成目的	<ul style="list-style-type: none"> （企業側）実際に各社の機器・サービスに関して作成し、他社や業界団体への具体的な見本として提示。このことにより、情報アクセシビリティ自己評価様式の企業側の認知度を向上。 （総務省）公共調達者となる国（関連府省庁）や自治体に対して具体的な実例として説明しやすくする。
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> （企業側）各社・各団体の判断に委ねるが、例えば、各社や団体のウェブサイトでの公表、団体会員企業向けのメール等での周知などが考えられる。 （総務省）総務省webサイト「情報アクセシビリティの確保」にて公表。
作成作業の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> （企業側）団体の会員企業や、情報アクセシビリティに関して意識の高い特定企業が、自社の機器・サービスを対象に記載例を作成する。 （NRI）自己評価様式の作成方法に関する問い合わせに対応させていただく。

2

Step2

対象となる機器・サービスの選定

- ✓ 公共調達の対象となり得る機器・サービスから選定をお願いします。

JIS X 8341	原案作成団体	対象製品・サービスの例
1 共通指針	一般財団法人日本規格協会（原案作成協力者）	—
2 パーソナルコンピュータ	一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）	パソコン（ソフトウェアだけに焦点を当てた事項は含まれない）
3 ウェブコンテンツ	情報通信アクセス協議会（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ））	ウェブサイト、ウェブアプリケーション、ウェブシステム等のコンテンツ、CD-ROM等の記録媒体を介して配布される電子文書
4 電気通信機器	情報通信アクセス協議会（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ））	固定電話機、携帯電話機、ファクシミリ（複合製品等新しい概念の電気通信機器も含むことが望ましいとされている）
5 事務機器	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）	オフィス用の複写機、複合機、プリンタ、スキャナ
6 対話ソフトウェア	一般社団法人日本人間工学会	インタラクティブシステム、多様なソフトウェア（事務用、ウェブ、学習支援及び図書館システム）
7 アクセシビリティ設定	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）	コンピュータで用いる全てのオペレーティングシステムのユーザインタフェース

2.1 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成、自己評価様式の作成支援に関する調査 | サンプル作成 作成を通じて得られた知見から、自己評価様式に関する改善課題として整理

自己評価様式の記載例（サンプル）作成の流れ（2/2）

3 Step3 自己評価様式の記載例の作成

✓ スケジュールは、11月末に初版、年内に確定版を想定。

NRIによる御支援の流れ

①「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成に向けて」（2021年3月）や過年度調査成果の作成事例等を用いて、記載例作成の御説明（企業や団体に対して、オンライン又は対面会議で説明）。

②適宜、企業や団体からの問い合わせに対応させていただく（メールや電話での対応をベースとし、必要に応じ、オンライン又は対面会議を実施）。

③記載例の初版が出来た段階で、企業、団体、総務省を交えて、内容の確認（11月末）。
その上で、場合により、必要な改善を行い、確定版として完成させる（12月末）。

4 Step4 記載例作成で得られた改善課題の整理

✓ 記載例作成後、改善課題を整理。

調査項目

	項目	具体的内容
自己評価様式	自己評価様式作成の難易度、苦勞する点	<ul style="list-style-type: none"> 機能性能に関する9項目（視力なしでの使用（全盲）～光の点滅による影響の最小化（光感受性発作））に関する「評価結果の判断」および「概要欄の書き方」に関する難易度、苦勞する点 「プライバシー」「ドキュメントとサポートサービス」「免責事項の書き方」に関する難易度、苦勞する点
	自己評価様式作成に当たった工夫	<ul style="list-style-type: none"> 記載例作成にあたり、工夫したことが何かを把握。
技術基準	機器・サービスに対する、技術基準に基づく評価の難易度、苦勞する点	<ul style="list-style-type: none"> 対象とされた機器・サービスとJIS X 8341に基づく評価の難易度、苦勞する点 対象とされた機器・サービスと米国508条基準／EN 301 549を技術基準に基づく評価の難易度、苦勞する点
	技術基準項目と機能性能項目との関係性の有用性、使用難易度	<ul style="list-style-type: none"> 総務省公開の「様式作成時の技術基準」において、技術基準項目と機能性能項目との関係性を示した表の有用性、使用難易度
	その他、記載例作成において苦勞した点や気になった点	<ul style="list-style-type: none"> 記載例作成にあたり、技術基準の適用にあたって工夫した等が何かを把握。

2.1 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成、自己評価様式の作成支援に関する調査 | サンプル作成 情報アクセシビリティ自己評価様式の記載例（サンプル）の作成を行った

- 記載例（サンプル）を6社のICT機器・サービスについて作成を行った。2社がJIS規格準拠、4社が欧米の技術基準準拠で記載例を作成いただいた。
- 作成いただいたサンプルの抜粋を以下に示す。

情報アクセシビリティ自己評価様式の記載例（サンプル）

ver.2(2020/11)

ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式

作成日: _____年 ____月 ____日

企業・団体名	株式会社 日本HP	製品画像 
ICT機器・サービス名称	HP Elite Dragonfly 13.5 inch G3 Notebook PC	
型番		
ICT機器・サービス概要	ノートPC	
問合せ先	https://j.pext.hp.com/info/contact-hp/contact/	
ウェブサイトURL	https://j.pext.hp.com/notebooks/business/elite_dragonfly	

機能性能	記述対象アクセス	評価結果	概要
視力なしでの使用(全音)	製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか	部分的に対応している	<ul style="list-style-type: none"> 入出力のフレイバーをすべての人に等しく提供します。音声出力が可能な場合、自動的に画面がプランクになることはありません。 入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。 タッチで操作可能で、起動しなくても視覚で判別可能な入力操作を提供します。 QWERTY配列のキーボードにアルファベットキーを個別に配置し、「リバーシブル」は他のキーと視覚的に区別しています。 時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。 本製品は、視覚や触覚、音で識別できる状態表示機能を備えています。
限られた視力での使用(簡視、ロービジョン)	製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、限られた視力で対応可能な操作モードが用意されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 生体認証のみを使用しない、または異なる生体特性を使用した少なくとも2つの生体認証オプションを受け入れるユーザー識別または制御を提供します。 入出力のフレイバーをすべての人に等しく提供します。音声出力が可能な場合、自動的に画面がプランクになることはありません。 背景と聴覚的コントラストがあるキーや操作部、背景と聴覚的なコントラストがある文字や記号（暗い背景に明るい文字や記号、明るい背景に暗い文字や記号）を提供します。 時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。
色覚なしでの使用	製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、色覚を必要としない操作モードが用意されているか	対応する必要がない	米国内ハビリテーション法508案による評価では対象外
聴力なしでの使用(全ろう)	製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴力を必要としない操作モードが用意されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 可能番号は、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、あるいは視覚的要素を識別するための唯一の手段ではありません。
限られた聴力での使用(難聴)	製品・サービスが聴覚的な操作モードで行われる場合、強化された音声機能によって限られた聴力を補う操作モードが提供されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。 可能番号は、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、あるいは視覚的要素を識別するための唯一の手段ではありません。
発話能力なしでの使用	製品・サービスが発話による操作モードで行われる場合、音声入力を必要としない操作モードが用意されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 生体認証のみを使用しない、または異なる生体特性を使用した少なくとも2つの生体認証オプションを受け入れるユーザー識別または制御を提供します。

ver.2(2020/11)

ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式

機能性能	記述対象アクセス	評価結果	概要
限られた器用さ又は力での使用	製品・サービスが手の動作を必要とする場合、細かい運動制御等を必要としない操作モードが用意されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 生体認証のみを使用しない、または異なる生体特性を使用した少なくとも2つの生体認証オプションを受け入れるユーザー識別または制御を提供します。 入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。 キーボード機能が有効になるまでに、最小2秒の固定または調整可能な遅延時間を提供します。 時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。 片手で操作でき、手を強く握ったり、つまんだり、ひねったりする必要がなく、操作可能な部品を動作させるのに必要な最大力が5g以下である1つまたは複数の操作モードを提供します。
限られた手の届く範囲での使用	製品・サービスが手動による操作モードで提供される場合、手の届く範囲で、かつ限られた力で対応可能な操作モードが用意されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 生体認証のみを使用しない、または異なる生体特性を使用した少なくとも2つの生体認証オプションを受け入れるユーザー識別または制御を提供します。 入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。 キーボード機能が有効になるまでに、最小2秒の固定または調整可能な遅延時間を提供します。 時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。 片手で操作でき、手を強く握ったり、つまんだり、ひねったりする必要がなく、操作可能な部品を動作させるのに必要な最大力が5g以下である1つまたは複数の操作モードを提供します。
光の点滅による影響の最小化(光感受性発作)	製品が聴覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作を引き起こすリスクを最小化するように配慮がなされているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。
フレイバー	製品・サービスがアクセシビリティ機能を提供する場合、アクセシビリティ機能を使用するにあたりフレイバーが守られる操作モードが用意されているか	対応している	<ul style="list-style-type: none"> 入出力のフレイバーをすべての人に等しく提供します。音声出力が可能な場合、自動的に画面がプランクになることはありません。

第2回WGでの意見を踏まえ、「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック（改訂版）」の修正等を実施 ※なお本ガイドブックはその他、記載を分かりやすくする等の観点からも修正を実施。

第2回WGでの主な意見と対応方針（1 / 2）

大項目	中項目	意見概要	対応方針
自己評価様式の構成	自己評価様式の位置づけ	「調達官にとって分かりやすくする」ことを目的として自己評価様式を作成しているが、調達官にとっての分かりやすさを踏まえたときの自己評価様式の位置づけ（内容）については再度検討が必要である	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価様式自体は作成を求める。 ただし、自己評価様式において記述する内容について、資料「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック（改訂版）」で説明。
	マッピング表の位置づけ ※1（1）①と併せて議論が必要	マッピング表を「Informative」な文書との扱いにすることでよいか、検討が必要である。またその場合に、自己評価様式における「評価欄」の記述はあくまで「Informative」な文書をもとに記述されたものとなる。	<ul style="list-style-type: none"> 評価欄の記述はあくまで「Informative」な文書をもとに記述されたものとなる。自己評価様式において記述する内容について、資料「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック（改訂版）」で説明。
	（JISX8341-3）試験ガイドラインとの関係性	JISX8341-3に関しては、試験の方法やその結果評価の仕組みが独自に確立されている。これらの試験ガイドラインと情報アクセシビリティ自己評価様式の関係性について明確にする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 試験関連文書に関する整理を実施（報告書本編参照）。
マッピング表	マッピング表の使い方	マッピング表の使い方について作成ガイド内に明記する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 資料「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック（改訂版）」で説明。
	JISX8341-3のマッピング表の見直し	JISX8341-3に関しては、508条基準及びEN301549で作成されるFPCとのマッピング表と比較し、明らかな修正箇所（508条基準とEN301549の解釈が一致する項目であり、現在のJISマッピング表とは異なるもの）について修正が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 508条技術基準、EN301549に関して公表されているマッピング表との比較を実施（報告書本編参照）。 なお、508条基準とEN301549で解釈が異なるものについては、どちらに合わせるべきか来年度以降の検討事項とする。

第2回WGでの意見を踏まえ、情報アクセシビリティ自己評価様式に関する用語を変更

第2回WGでの主な意見と対応方針（1 / 2）

大項目	中項目	意見概要	対応方針
自己評価様式	概要欄	代替手段で対応している場合の記述や、プラスαの実施事項に関する記述について方針を明確にし、作成者によって解釈の仕方に幅が生じないようにする必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 概要欄に記述する内容について、資料「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック（改訂版）」内で選択肢を提示。
	試験方法の記載	作成者側の公平性担保のため、どのような試験を行ったのか、試験方法を書いてもらう必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 社内基準に則って試験を行っていることも想定される。

第2回WGを受けた用語の見直し

① 「情報アクセシビリティ自己評価様式」について

- 現在、「情報アクセシビリティ自己評価様式」の中に「情報アクセシビリティ自己評価様式」と「様式作成時の技術基準」が含まれる構成となっており、分かりにくいため、以下に変更する。
 - 総称：「情報アクセシビリティ自己評価様式」
 - 構成資料：「書式1 自己評価結果」及び「書式2 技術基準」

② 「配慮対象アクセス」について

- マッピング表及び機能性能の表頭が「配慮対象アクセス」となっているが、分かりにくい日本語となっている。以下に変更する。
 - 配慮対象項目

2.1 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成、自己評価様式の作成支援に関する調査 | 作成支援 相談窓口を設置し、総務省HPにおいて公開を行った

総務省HPでの公開

また、本様式の作成・活用方法について、ご相談を必要とされる場合は、以下の相談窓口を設けておりますので、ご連絡ください（今後、企業等において本様式の作成を行っていただく際の参考としていただけるよう、本窓口を通じて受けた相談内容を整理の上、FAQの作成を行い、本ページにおける掲載も予定しております）。

<情報アクセシビリティ自己評価様式の作成・活用方法についての相談窓口>

株式会社野村総合研究所

メール：vpat-support(atmark)nri.co.jp ※(atmark)を@に置き換えてください。

※ご質問・相談内容によっては、ご返信までに数日いただくこともございます。

※本窓口を通じての様式作成に関するハンズオン支援は行っておりませんが、本年度の調査研究の一環として、サンプル事例の形成及び分析を行っておりますので、事例形成と公開にご協力いただける企業の方はご連絡ください。

※ご質問等の内容によってはお答えしかねる場合もあるため、あらかじめご了承ください。

※情報アクセシビリティ自己評価様式において「様式作成時の技術基準」として用いている日本産業規格（JISx8341シリーズ）に関する質問等については、以下へ直接ご連絡をお願いします

- 経済産業省HP(最新のJIS情報)

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jis-joho.html>

<調査研究の全般についての質問等>

総務省情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室

電話：03-5253-5685

メール：barrier-free(atmark)ml.soumu.go.jp ※(atmark)を@に置き換えてください。

作成ガイドブックの理解を促進する観点よりFAQを作成しガイドブックへ反映

FAQの例

カテゴリー		質問	回答
書式1及び2共通	5	情報アクセシビリティ自己評価様式が公共調達に適用されることは決まっているのですか。	<p>令和4年4月改定のデジタル庁「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に以下のとおり定められており、国の各府省庁は政府情報システムの調達において企業へ様式の提出の対応を求められることが決まっております。</p> <p>(ガイドライン抜粋) 障害者・高齢者を始めとして誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう、整備する情報システムの内容に応じ、総務省が公開している情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況（あるいは対応予定）を記載するように応札者に求めることで、可能な限り、障害の種類・程度を踏まえた対応状況を確認することにより、環境整備の推進に努める。</p> <p>(参考) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/d94ae065/20220509_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf</p>
	6	企業が作成した書式1と書式2を利用者（調達担当者等）は、どのように確認することが想定されているのですか。	書式1と書式2はセットで利用が想定されています。まず、書式1の内容を確認することで、調達等の目的に沿うICT機器・サービスであるかについて概略を把握の上、さらに必要な点について書式2の内容を確認することで、その目的に沿うICT機器・サービスであるかの詳細を把握することが想定されます。
	7	公共調達において情報アクセシビリティ自己評価様式の提出が求められる場合、すでに企業側が選んだ技術基準と調達側が求める技術基準が異なることはありますか。	公共調達においては、調達仕様書等でICT機器・サービスに求める機能要件等が定められることが想定されます。情報アクセシビリティ自己評価様式は、各調達において最も相応しい技術基準が調達担当者により明示されると思いますので、もし公募資料等において曖昧な点があれば、それぞれの調達担当者にお問い合わせください。
	8	聴覚障害をお持ちの方を対象とした機器・サービスを提供しています。このような場合に、あらゆる配慮対象項目を満たすことを目指すべきなのですか。	情報アクセシビリティ自己評価様式は、障害当事者も使いやすいICT機器・サービスであるかを判断するための情報を整理したものです。そのため、仮に、聴覚障害をお持ちの方が利用しやすいように設計されたものであるならば、聴覚障害をお持ちの方の情報アクセシビリティを評価するに相応しい技術基準の項目に焦点を当てることが重要で、必ずしも全ての配慮対象項目を満たす必要まではありません。

米国有識者へのヒアリングやデスクトップ調査を踏まえ、管理運用体制について検討を実施

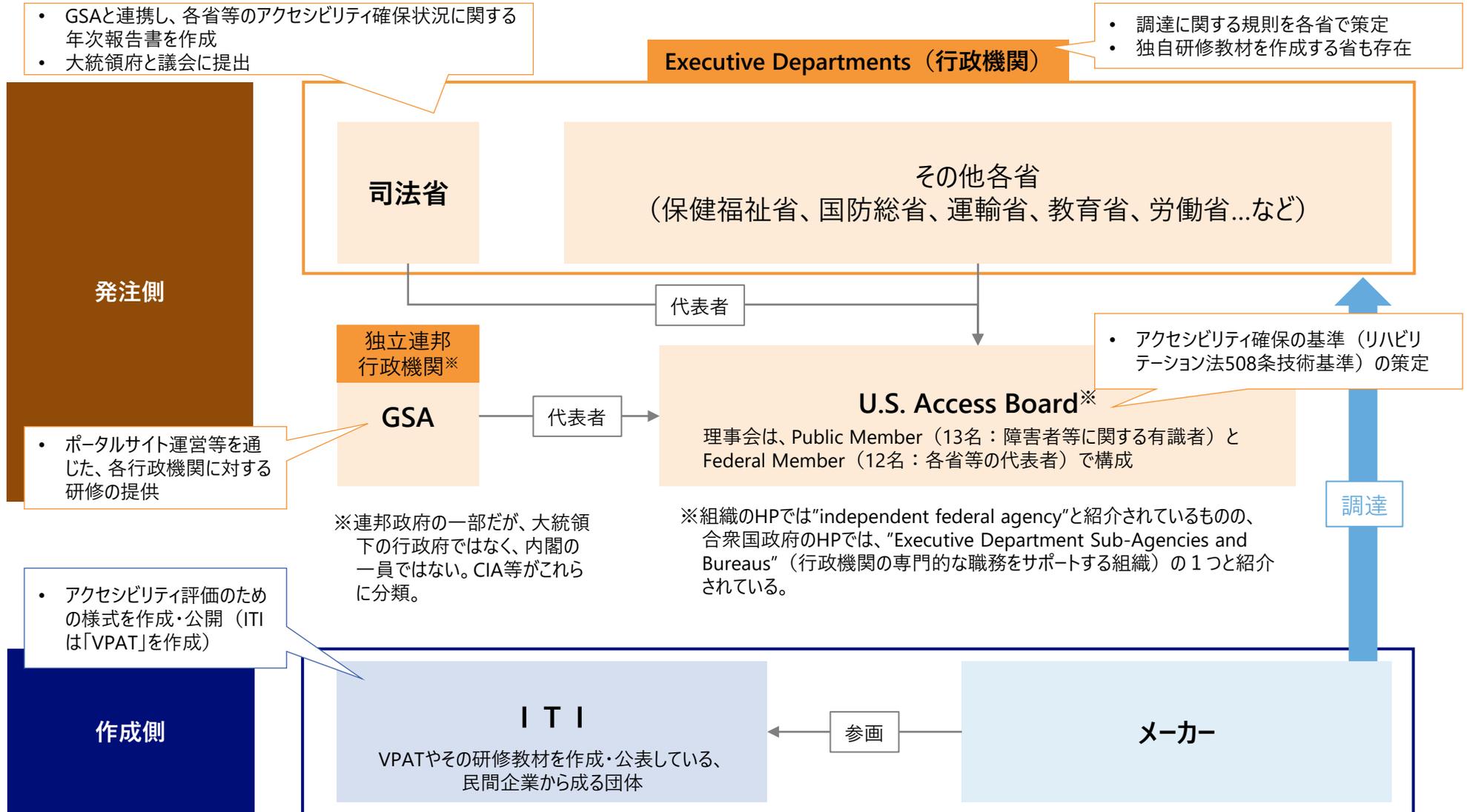
- 今後の管理運用体制を検討するにあたっては、情報アクセシビリティ自己評価様式の取り組みが自走段階に入った際の貴省の立ち位置を想定したうえでの検討が重要となる。
- 今年度調査においては、米国ヒアリングをもとに米国における運用体制や役割を整理するとともに、日本に置き換えた場合の運用体制の在り方について検討を行った。

管理運用体制に関する主なヒアリング項目：

- GSAとUSアクセスボード、ホワイトハウス、DOJ（司法省）の所管と関係性。
- 508条技術基準の策定の流れや、主導した機関、関係者。またその際の関係者内での役割分担。
- 連邦政府や州政府等が調達を行う際の508条基準の位置づけ。

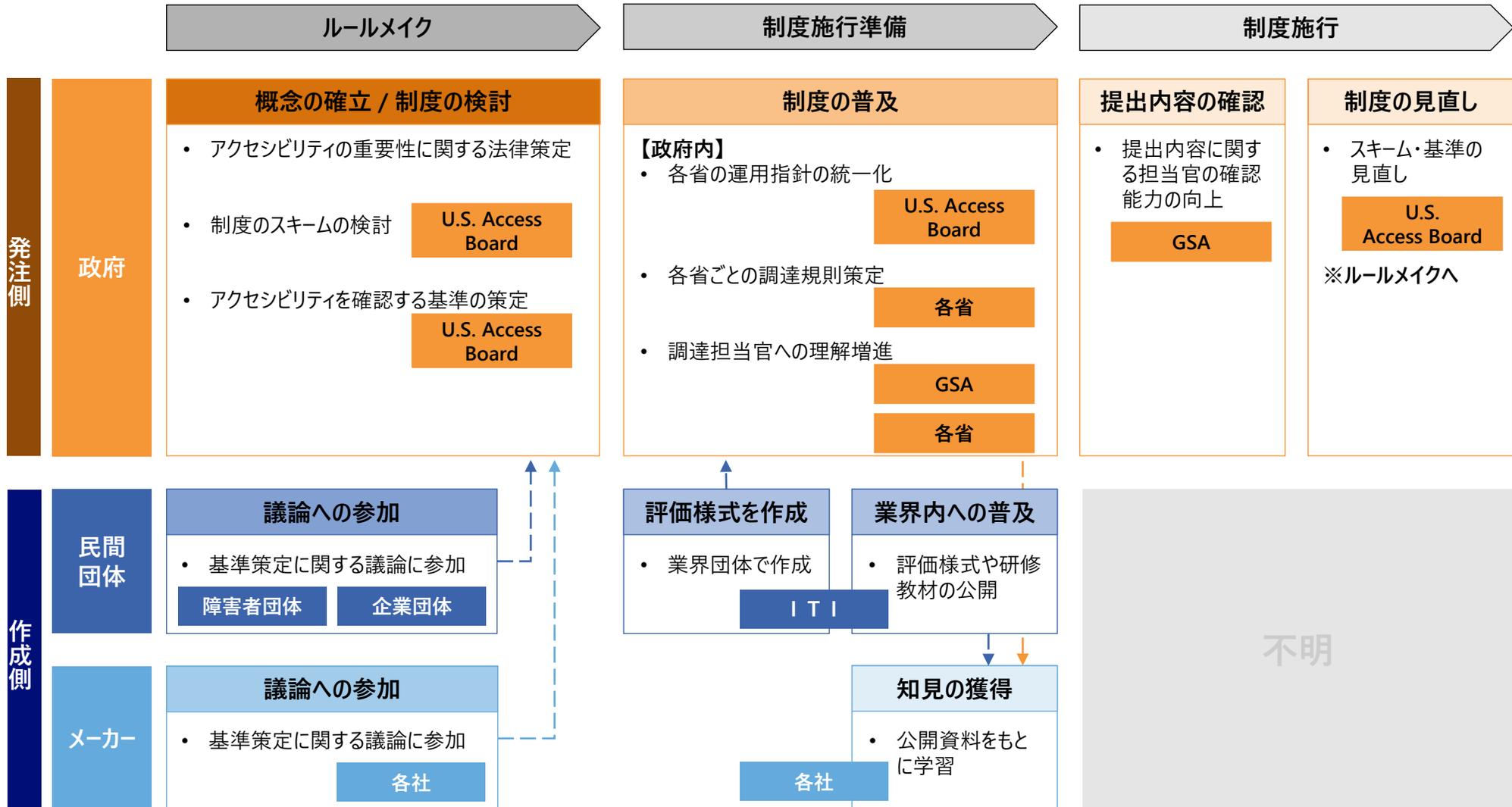
2.1 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成、自己評価様式の作成支援に関する調査 | 管理運用体制

米国では、政府側はGSAやU.S. Access Boardが、民間側はITIが中心となった体制である



2.1 自己評価様式の記載例（サンプル）の作成、自己評価様式の作成支援に関する調査 | 管理運用体制

民間団体やメーカーが基準策定の議論に参加していることに加え、ITIが評価様式の例を作成・公開する等、業界団体の積極的な関与が見られる

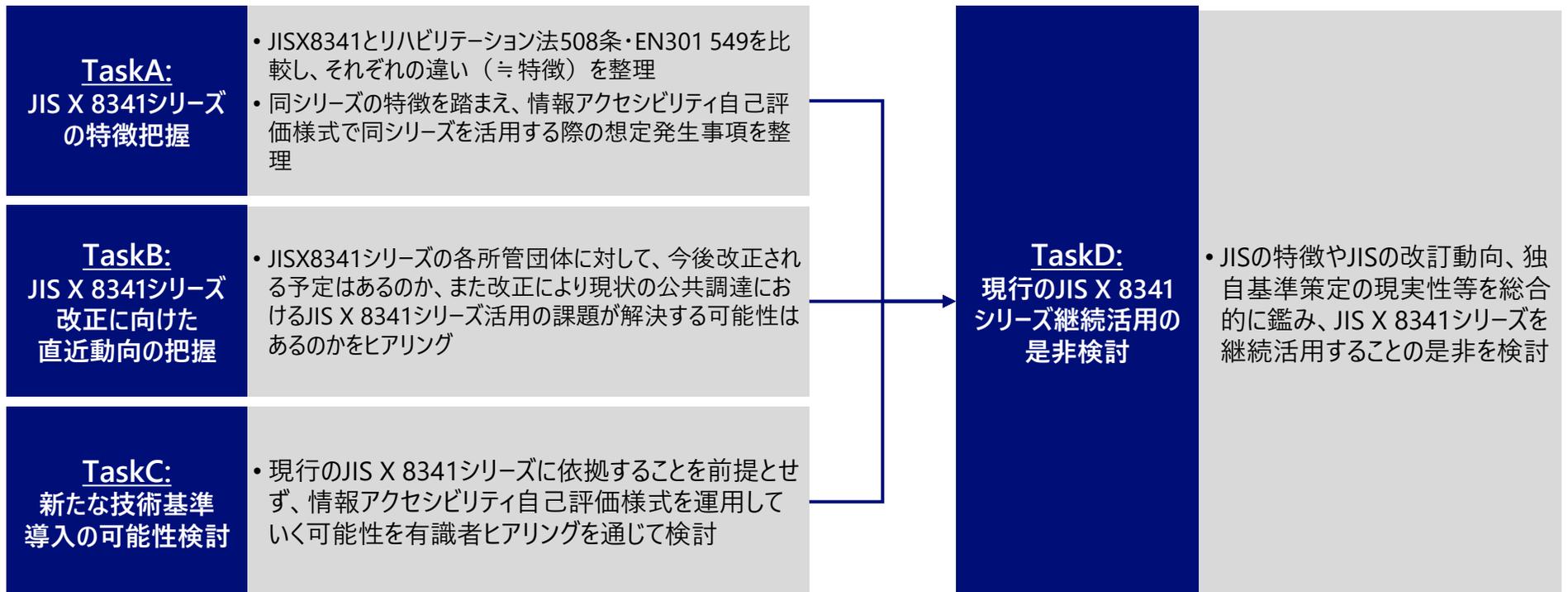


2.2 自己評価様式の更なる普及に向けた調査 | 調査の全体像

JISの特徴やJIS改訂に関する最新動向を把握し、公共調達でのJIS活用の問題を検討。 公共調達用の技術基準策定の実現可能性も踏まえ、JISの継続活用の是非を整理した

- 情報アクセシビリティ自己評価様式の更なる普及に向けた調査においては、JISの特徴やJIS改訂に関する最新動向を把握し、公共調達でのJIS活用の問題について検討を行った。
- また、同時に公共調達用の基準を日本で独自に策定するとなった場合の実現可能性も併せて検討し、WGでの諮問を踏まえ、JIS規格を情報アクセシビリティ自己評価様式の仕組みの中で継続的に活用していくかの検討を行った。

調査の検討プロセス



2.2 自己評価様式の更なる普及に向けた調査

JIS X 8341は項目数が多く推奨要件が中心。表現も主観的かつ抽象的であることが多い。
 欧米の技術基準は項目が限定的で必須要件が中心。表現も客観的なものが多い

日米欧の技術基準の記載の特徴比較（まとめ）

	JIS X 8341シリーズ*	リハビリテーション法508条	EN 301 549
A.項目数	<ul style="list-style-type: none"> 非常に多い 	<ul style="list-style-type: none"> 限定的 	<ul style="list-style-type: none"> リハ法508条より多いもののJIS X 8341よりは限定的
B.要件の構成	<ul style="list-style-type: none"> 必須要件よりも推奨要件の方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 要件はすべて必須要件 	<ul style="list-style-type: none"> 必須要件が多いが、推奨要件も存在 プライバシーに関連する要件について詳細に記載
C.表現の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 表現が主観的かつ抽象的であることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 表現が客観的かつ簡潔に記載されているものが多い 	
D.製品・サービスの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 製品ごとに規格が作成されている。そのため、 <ol style="list-style-type: none"> サポートサービス・プライバシー等、各枝番で共通して記載される要件の記載粒度や引用文献のバージョンに相違が生じている 評価の際にどの枝番を組み合わせればよいか不明瞭な製品・サービスが存在する（スマートフォンなど） JIS X 8341シリーズとは別にICTアクセシビリティに関する新たなJISが作成される可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 全ICT機器・サービスの公共調達の際に適用される統一的な規格である 製品・サービスで共通して記載される要件（例：サポートサービス・プライバシー等）や引用する文献のバージョンが統一されている 	

注) 必須要件：「～しなければならない」と記載されている要件/推奨要件：「～ことが望ましい」と記載されている要件

*JIS X 8341-3はWCAG2.0と同一であること、JIS X 8341-5は大半の要件がリハビリテーション法508条基準の引用であることから、特徴が当てはまらない

2.2 自己評価様式の更なる普及に向けた調査 | TaskA:JIS X 8341シリーズの特徴把握 (まとめ)

JIS X 8341シリーズを活用することにより、受注者・発注者双方に負荷となることが想定される。短期的には受注者側に多大な負荷をかける可能性が高い

自己評価様式でJIS X 8341シリーズを活用する際に発生しうる事象とその影響の大きさ (1)

No	JIS X 8341の特徴	誰の課題か	発生フェーズ	自己評価様式でJIS X 8341を活用する際に発生しうる事象		影響の大きさ
1	記載項目数が多い	発注者	検収時	技術基準の整合性確認作業が膨大になる	やや深刻	短期的には、自己評価様式が入札参加資格となることが想定される。その場合、検収における整合性確認作業は暫定的には必須とはされない可能性が高い。
		受注者	作成時	作成の負荷が過剰にかかる	深刻	作成の負荷は入札者の減少をもたらす可能性もあり、深刻である。
2	必須要件よりも推奨要件の方が多い	発注者	要件設定時	必須要件のみならず推奨要件への対応を求めるべきか、その場合どの推奨要件への対応を求めるべきか、の判断が付きづらい	やや深刻	短期的には、自己評価様式が入札参加資格となることが想定される。その場合、要件設定時における詳細な要件設定は求められない可能性が高い。
			受注者	作成時	JIS X 8341シリーズの推奨要件記載の際、何をもって「○」とするかの判断が難しい*	特に深刻
3	表現が主観的かつ抽象的であることが多い	発注者	検収時	各要件について、「○」「×」どちらかを判断しづらい	やや深刻	短期的には、自己評価様式が入札参加資格となることが想定される。その場合、検収における整合性確認作業は厳密には暫定的には必須とはされない可能性が高い。
			受注者	作成時	各要件について、「○」「×」どちらかを判断しづらい	特に深刻

*次々頁で詳細を解説

注) 上記の記載はJIS X 8341-3、JIS X 8341-5には当てはまらない

2.2 自己評価様式の更なる普及に向けた調査 | TaskA:JIS X 8341シリーズの特徴把握 (まとめ)

JIS X 8341シリーズを活用することにより、受注者・発注者双方に負荷となることが想定される。 短期的には受注者側に多大な負荷をかける可能性が高い

自己評価様式でJIS X 8341シリーズを活用する際に発生しうる事象とその影響の大きさ (2)

No	JIS X 8341の特徴	誰の課題か	発生フェーズ	自己評価様式でJIS X 8341を活用する際に発生しうる事象	深刻さ	影響の大きさ
4	製品ごとに規格を作成している ので、サポートサービス・プライバシー等、各枝番で共通して記載される要件の記載粒度や引用文献のバージョンに相違が生じている	発注者	要件設定時	JIS X 8341の複数の枝番を要件として設定する場合、要件がダブルスタンダードとなる可能性がある	深刻ではない	どちらか一方の枝番を要件とするように設定できれば問題ない
		受注者	作成時	要件がダブルスタンダードとなっている場合、自己評価様式と技術基準の対応関係を整理することが難しくなる	深刻ではない	ダブルスタンダードになるものについて、どちらか一方の内容を要件とするように設定できれば問題ない
5	製品ごとに規格を作成しており、評価の際にどの枝番を組み合わせればよいか不明瞭な製品・サービスが存在する (例：スマートフォン)	発注者	要件設定時	製品・サービスを調達する際、要件設定が難しくなる	やや深刻	少なくとも短期的には、政府情報システムの一部から活用されていくことが想定される。対象となるシステムとJISの枝番の対応関係が整理されていれば要件設定は可能である。一方、中長期的には、X 8341シリーズでは対応していないICT機器・サービスのアクセシビリティ要件が設定しにくい、という問題が発生する恐れがある。
		受注者	作成時	JIS X 8341の枝番に対応していない製品・サービスについても、JISX8341シリーズで評価するため、評価が難しい	やや深刻	短期的には政府情報システムの一部から活用されていくことが想定されるため、短期的にはJIS X 8341の枝番に対応していない製品・サービスが調達対象となることは考えにくい
6	JIS X 8341シリーズとは別にICTアクセシビリティに関する新たなJISが作成される可能性がある	発注者	要件設定時	自己評価様式が新しく作成されたJISに対応していなければそのJISをもとに調達することは難しい	やや深刻	整合性を都度クイックに担保するほかない

JIS X 8341シリーズは産業標準化法に基づき5年毎に見直され、国際標準の動向等も踏まえ改正/廃止が検討される。同シリーズの問題解決に向け所管団体共通で取り組む事項はない

JIS X 8341シリーズ各所管団体へのヒアリング結果まとめ

大カテゴリ	中カテゴリ	まとめ
改正の詳細	直近の改正動向	<ul style="list-style-type: none"> 直近（現時点から前後2年）で改正が行われたものは枝番5。改正作業が行われているのは枝番4。今後改正を行う予定の枝番は1/6/7。枝番3は、現在改正を検討中。 枝番2については直近の改訂の予定はない。
	改正の経緯 例：国際規格との整合等	<ul style="list-style-type: none"> 枝番5はISO/IECも日本主導で改訂した。 枝番4は前回改正時、国際規格とは完全整合しない形で改正した。 枝番1/6/7はISO/IECの改訂を受けたもの（翻訳作業）。今後改正予定。 枝番3もこれまでISOの改訂に合わせて改正を行っていたが、現在は別のオプションも模索中。
認識している問題	当初から認識している規格内容の問題	<ul style="list-style-type: none"> 規格に問題があると考えているか、また何を問題と思っているかについては所管団体によりまちまちである。 当初から認識されていた問題として以下が上げられた。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品ごとの枝番構成となっており、時代にそぐわない（枝番4） ✓ 推奨要件が多く、必須要件が混在している(枝番5) ✓ 現時点版のJISではICTサービスについて言及できていない（法改正が行われ、サービスについて言及ができるようになっても依然として規定の検討難易度は高い）(枝番1/4)
解決の見通し	課題の解決の見通し	<ul style="list-style-type: none"> JIS X8341シリーズ全ての枝番が共通で解決に向け取り組んでいるようなものはない。 一部枝番は、当初から認識されていた問題の解決に取り組んだ（取り組んでいる）。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ スマートフォン対応について、WCAG2.1における記述を引用するよう、今回の改正で検討（枝番4） ✓ 電話リレーサービスに言及する形での改正を検討（枝番4） ✓ 全て要件を必須要件とする形で改正済み（枝番5）
改正検討の上での手続きの詳細	改正の検討体制	<ul style="list-style-type: none"> メーカー/ユーザー（含む障害者団体）/有識者を交えた委員会で改正の議論を行っている枝番もある。 ISOの改訂を受けたIDT作業の場合、委員会は有識者数名と所管団体等の簡易な体制となることもある。
	改正に要する期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年程度が一般的。
	改正実施にあたっての事務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 改正を行う人的リソースの不足を感じる所管団体が存在。 また、X8341シリーズ全体で整合を図る上で各団体との連携も課題として挙げられた。

JIS X 8341シリーズ以外の技術基準に基づいて自己評価様式を運用するとした場合、 ①どの技術基準をベースとするか、②どのように技術基準を引用するかを検討する必要がある

- ベースとする技術基準のオプションは下記の通り5つあり、それぞれにメリット・デメリットがある。

ベースとする技術基準

1 508条基準	<ul style="list-style-type: none">• メリット：技術基準の運用実績が豊富であり、評価方法含めたノウハウを援用可能。欧米市場に既に参入している企業にとっては対応の負荷が下がる• デメリット：更新頻度が低く、WCAG2.1には未対応
2 EN 301 549	<ul style="list-style-type: none">• メリット：更新頻度が高く、WCAG2.1にも対応。欧米市場に既に参入している企業にとっては対応の負荷が下がる• デメリット：運用実績に乏しく、評価方法を含めたノウハウが援用しにくい。推奨要件の扱いなどが不明瞭
3 欧州アクセシビリティ指令の基準	<ul style="list-style-type: none">• 欧州アクセシビリティ指令の基準が公共調達に限らない技術基準であることを踏まえると、技術基準のベースとしては考えにくい
4 欧米の技術基準の混合	<p>JIS X 8341-5の直近の改訂のように、欧米基準のうち厳しい要件を選択するもの</p> <ul style="list-style-type: none">• メリット：欧米基準どちらにも対応可能な技術基準として、国際的な汎用性も高い。• デメリット：項目ごとに、どちらの技術基準を選択するかの難易度が高い。国際標準（ISO）化を見越す場合、欧米各国との調整が必要であり、運用も苦勞する恐れ
5 日欧米の技術基準の混合	<ul style="list-style-type: none">• メリット：日本がイニシアティブをとることができれば情報アクセシビリティ業界におけるプレゼンス向上につながる• デメリット：国際標準（ISO）化を見越す場合、欧米各国との調整が必要であり、運用も苦勞する恐れ

技術基準の引用方法

- A 新たなJISの策定
- ✕ B JIS X 8341シリーズの改正
- C 行政機関等による文書発出（ガイドライン等）

JIS X 8341シリーズ継続活用の是非を検討する上では、引き続き①日米欧の統一基準策定の現実性②欧米技術基準を引用し公共調達を行う諸外国の現状を把握する必要がある

WGでの主な意見と今後の検討方針

WG（4回目）での主な意見

1 日米欧の統一技術基準策定の可能性について

貿易障壁を取り除くために日米欧の統一技術基準が必要であるという声が上がった。一方、体制・予算や他国との調整の難しさといった懸念点も挙げられた。



(新たな技術基準が)貿易障壁とならないように、日欧米で合意できる技術基準を検討することが必要ではないか



体制・予算が確保できれば、の話であるが、日欧米で合意できる技術基準を検討することは有意義だと思う



日欧米で合意できる基準を検討した場合においても、アメリカは自国の基準を変更しないと考えており、トリプルスタンダードとなることが想定される



2 EN 301 549をベースとした技術基準策定の可能性について

EN 301 549が規格団体により作成されており、国家の垣根を超えた地域規格であることから、リハ法508条基準よりもEN 301 549をベースとして技術基準を作成するべきではないか、という意見があった。



EN規格は規格団体が参画して作成したものである。このため、リハ法508条ではなくEN規格をベースに新基準を作成することがいいのではないか



リハ法508条はアメリカの法律であるが、EN規格は欧州域の規格であるので幅広く使用されていることから、EN規格をベースとすることが望ましい



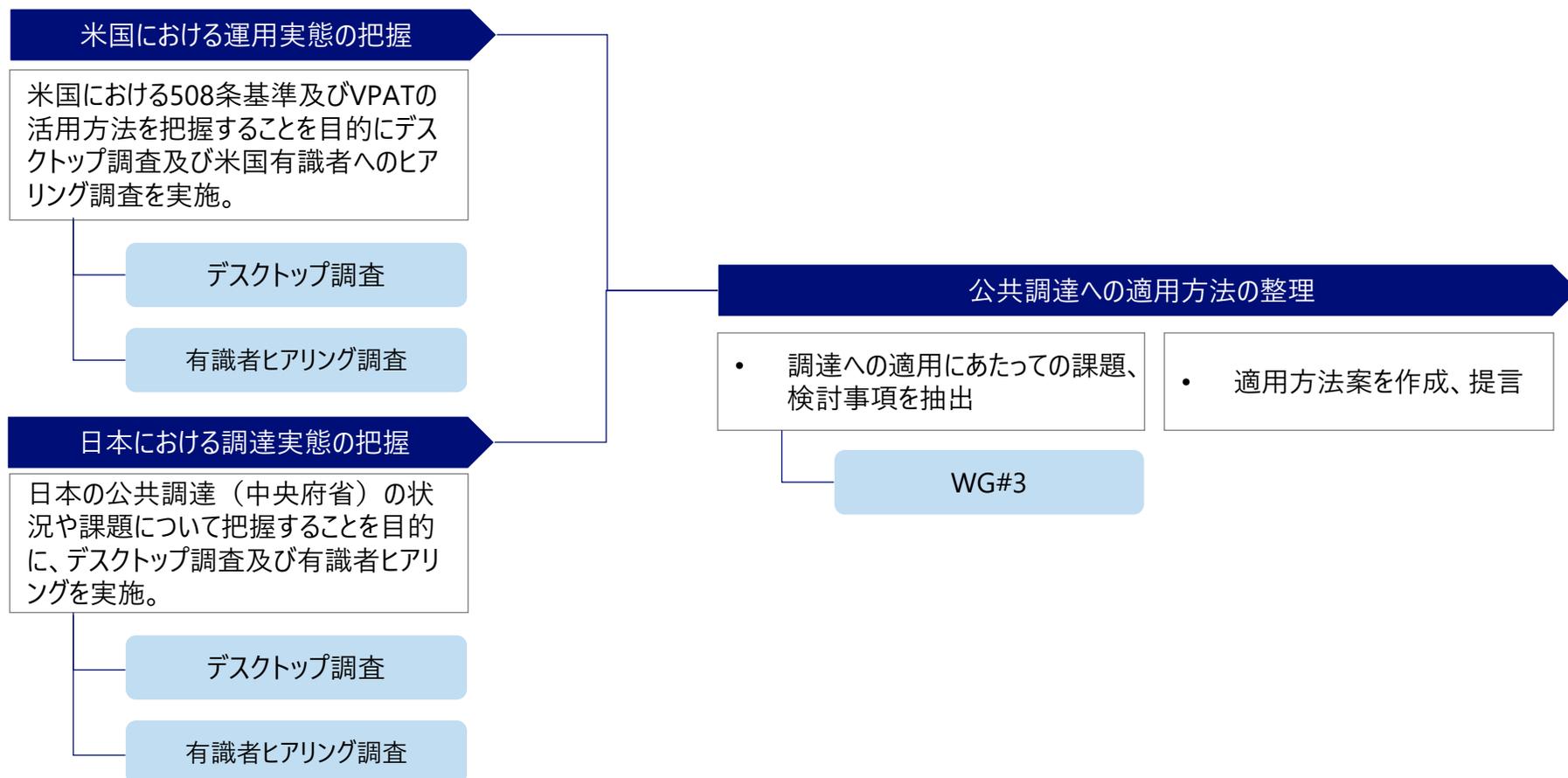
今後の検討方針

- 日米欧の統一技術基準策定検討にあたっては、WGでの意見を踏まえながら、統一技術基準の策定が現実的かを改めて検討する必要がある。
- 欧米技術基準（EN 301 549/リハ法508条基準）をベースとした技術基準を検討する場合は、既に欧米技術基準を引用して公共調達を行っている諸外国（オーストラリアやメキシコなど）の状況を調査する必要がある。

2.3 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理

「公的機関における自己評価様式の活用方法の整理」にあたっては米国における運用実態に関する調査を通じて、適用方法案を整理

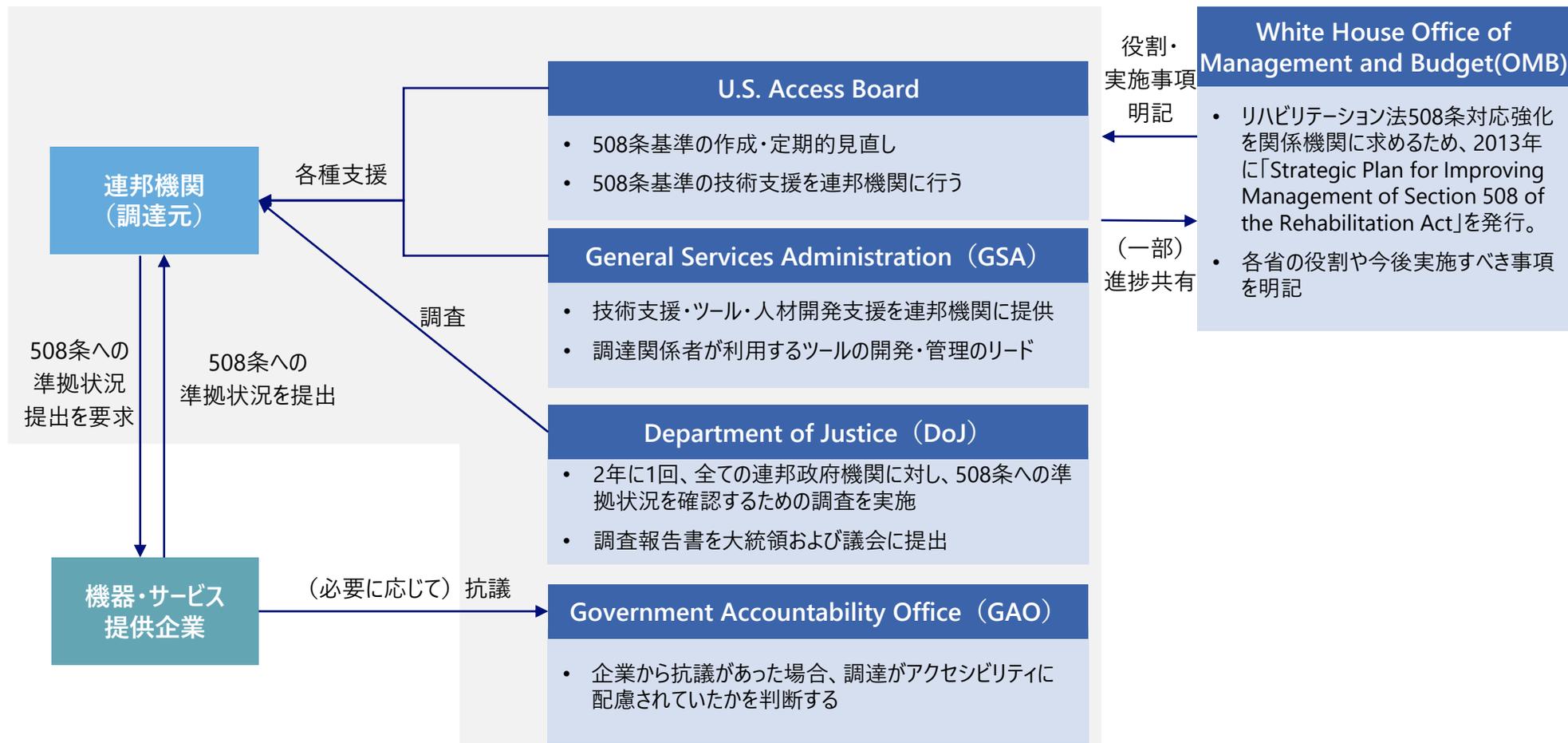
- 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理においては、米国におけるVPAT及び508条技術基準に関する活用方法を把握するためのヒアリング調査、また日本の公共調達における課題の把握を行った。
- 調査結果をもとにWGにおける議論を踏まえ、公共調達への適用方法に関する整理を実施した。



2.3 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理

アクセシビリティの確保に関する各種取組はあくまで各省が実施するが、508条の円滑な運用にあたり、GSAやUS Access Board等の複数各省が役割を有している

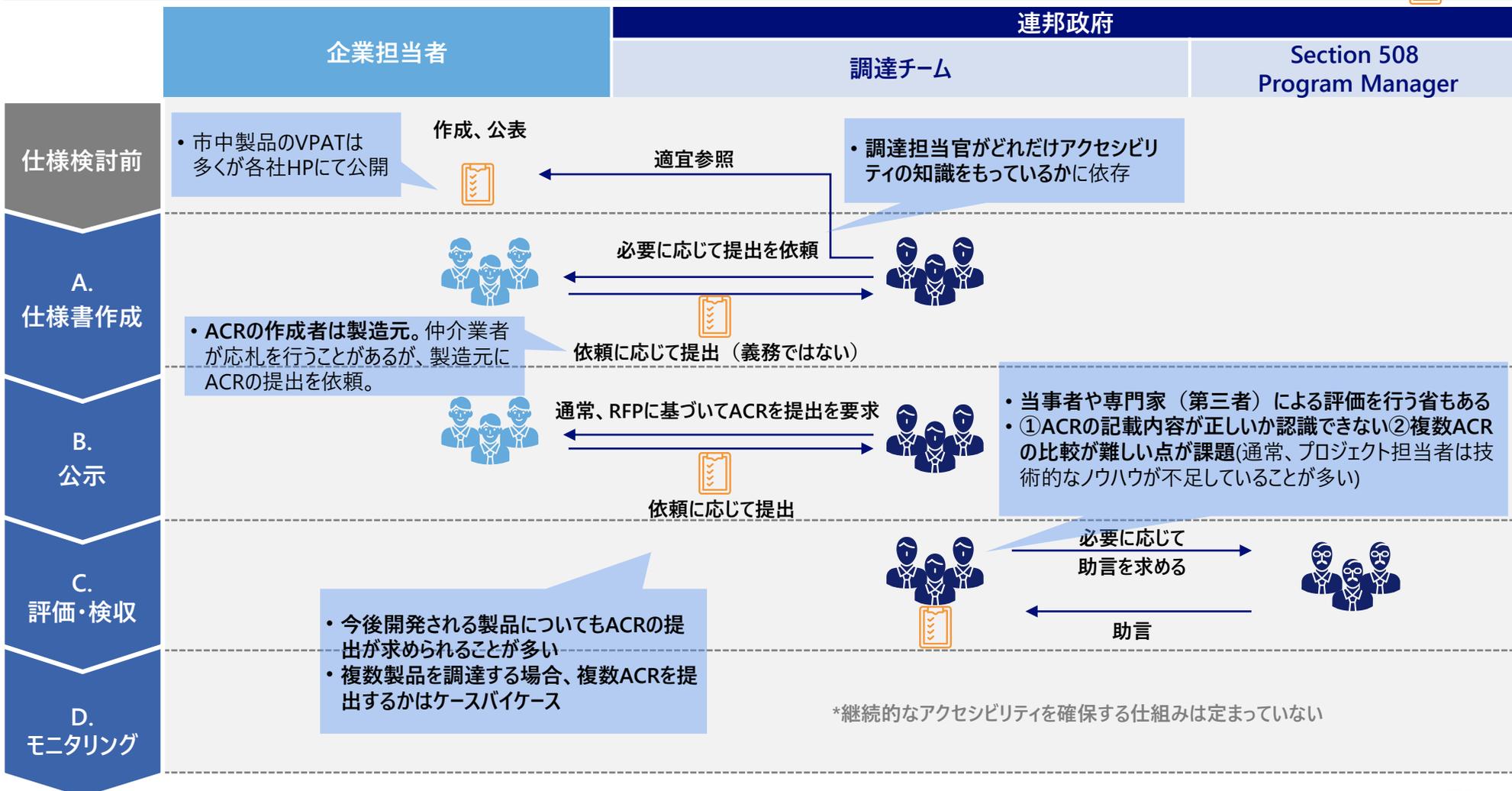
リハ法508条基準に関連する連邦機関の役割分担



2.3 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理

ACRの提出は法的義務ではないが、RFPにおいて要件化されるケースが大半。
 ただし、①記載内容の正確性判断②複数ACR比較は米国においても依然として課題

リハ法508条基準に関連する連邦機関の役割分担



2.3 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理

自己評価様式の公共調達フローへの適用方法として、省庁における現在のアクセシビリティへの理解度等も踏まえて整理

- 公共調達に自己評価様式を適用する目的は、企業側及び発注者側のアクセシビリティに関する意識を変革することで、社会全体でのICTアクセシビリティへの対応力を高め、障害者等が必要な情報に円滑にアクセスすることができる社会にすることである。
- 本目的を踏まえると、公共調達フローへの適用方法として大きく2つ考えられる（以下、方法①②）。省庁におけるアクセシビリティに関する現状を踏まえ、それぞれの方法の導入可能性を以下のとおり整理した。

公共調達フローへの適用方法の評価

省庁におけるアクセシビリティを取り巻く現状

- 情報アクセシビリティに関する知見や評価を行うための人員・体制が不足している
- 画一的な評価の方法を示すことは難しい（米国においても枠組みを示せていない）

• アクセシビリティに関する知見がない現状において、「まず自己評価様式を普及させる」との観点では導入が比較的容易ではないか。

- 要件設定や内容の確認・評価にはアクセシビリティに関する知見が必要となり、また評価の方法を定める必要がある。そのため、導入には時間を要するのではないか。
- 一方、技術要素を評価することができるため、技術要素を加味して決定する調達案件については、中長期的にはこちらを目指すことが望ましいのではないか。

方法
①

入札参加資格
としての適用

仕様書作成・公示
【入札参加資格として
自己評価様式の
提出】を求める

仕様書の評価
自己評価様式が提出
されていれば、参加資
格は満たすとする
（=内容の如何は評
価対象としない）

方法
②

アクセシビリティ
要件への対応
状況を示す資
料として適用

仕様書作成・公示
仕様として何等かの
アクセシビリティ要件を
定め、
【対応状況を示す書
類として自己評価様
式の提出】を求める

仕様書の評価
提出された自己評価
様式の内容から、
仕様を満たすか否かを
判断する
（その結果加点とする
かは担当官判断）

2.3 公的機関における自己評価様式の活用方法の整理

WGにおける議論を踏まえ、まずは方法①での導入を行い、並行して方法②に向けた環境整備を実施する

WGにおける主なコメント

大項目	中項目	概要
公共調達フローへの適用方法	公共調達フローへの適用方法	<ul style="list-style-type: none">まずは「自己評価様式の提出」を求め、評価方法や教育と並行して「情報アクセシビリティ自己評価様式の内容を踏まえた確認」ができるようにするとの大きな方針に違和感はない。いつ第2段階に進むのか、そのトリガーについてロードマップとして整理をする必要がある。
	一括調達の場合の適用方法	<ul style="list-style-type: none">JIS規格は製品分野ごとに作成されているため、ハード・ソフトを一括で調達する際に参照すべき基準について、整理が必要。ハード・ソフトを一括で調達する際は、それぞれについて評価した自己評価様式を提出すればよいのではないか。
職員に対するアクセシビリティに関する教育		<ul style="list-style-type: none">調達官の教育環境やツールの整備が必要。
自己評価様式の運用スキーム		<ul style="list-style-type: none">アクセシビリティの改善に向け、利用者の意見を収集し、蓄積するスキームが必要。アクセシビリティを評価する段階で、外部モニターなどを活用できるスキームが重要。日本でも独立したホームページを作るなど情報発信に努めてほしい。

今後の検討方針

- 情報アクセシビリティ自己評価様式に記載されている内容をもとに評価ができるよう、「評価方法」や「アクセシビリティに関する教育」について並行して検討を進める。

第3章 シンポジウムの開催

自己評価様式の周知及び情報アクセシビリティの取り組み促進をテーマにシンポジウムを開催

■ シンポジウムの開催概要：

- 実施日：令和5年3月23日（木）10:00～12:00
- 対象：企業、その他
- 開催方法：オンライン（Zoomウェビナー）
- 募集方法：総務省及びNRIホームページでの公募、業界団体への周知依頼

当日プログラム

#	アジェンダ	時間	担当
1	開会の挨拶・取り組み紹介	00:00-00:10	総務省
2	基調講演	00:10-00:30	山田先生
3	情報アクセシビリティに係る取組紹介	00:30-00:45	デジ庁
4	情報アクセシビリティ自己評価様式に関する情報提供	00:45-01:00	NRI
5	企業におけるアクセシビリティ確保の取組紹介	01:00-01:30	日本HP 日本IBM ソフトバンク
6	パネルディスカッション	01:30-01:55	
7	閉会の挨拶	01:55-02:00	総務省

NRIホームページでの公募



Share [f](#) [t](#) [x](#) [in](#)

■ シンポジウム概要

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のため、ICT機器やサービスの情報アクセシビリティ確保の重要性が増えています。

情報アクセシビリティ確保のためには、企業や公的機関の方がその必要性を理解し、製品・サービスの検討段階、または調達時に情報アクセシビリティ確保に向けた検討を行うことが重要となります。

総務省では、情報アクセシビリティ確保に向けた様々な取組を行っており、企業等が自らのICT機器・サービスについてアクセシビリティ確保の状況を自己評価するための「情報アクセシビリティ自己評価様式」の活用・促進について、デジタル庁等と連携し検討しているところです。

本シンポジウムでは、総務省やデジタル庁から国のアクセシビリティ関連政策の最新動向について情報提供を行うとともに、実際に情報アクセシビリティ確保に取り組まれている企業の方から、情報アクセシビリティ確保に向けた具体的な取組や情報アクセシビリティ自己評価様式の作成事例を中心にお話をいただきます。また、有識者による情報アクセシビリティに関する取組の促進策等についてのパネルディスカッションを行う予定です。

多くの皆様からのご参加をお待ちしております。

■ 開催概要

日時 令和5年3月23日（木）10：00～12：00

開催方法 オンライン（Zoomウェビナーによる配信）

参加費 無料（事前登録制）

申し込み方法 下記のURLから申し込みフォームにご記入ください。
https://cu-nri.zoom.us/webinar/register/WN_1-suW_225qe9.JrHSL_2ZA ☐
フォーム回答者に、シンポジウム運営事務局より当日ご参加いただくURLをご共有させていただきます。

主催 総務省 情報流通行政局 情報流通企画課 情報活用支援室

運営 株式会社野村総合研究所

WGを全4回開催（いずれもTeamsでの開催）し、調査内容の報告及び意見交換を行った

- 初回は自己評価様式やその他基礎情報のインプットを行い、第2回と第3回で自己評価様式の更なる普及を図る上での主要論点を議論を行った。
- 第4回は本年度調査研究の内容を報告。また、過去3回の議論を踏まえ、改めて研究会に諮る事項や次年度以降の検討/実施事項を議論した。
- 主なアジェンダを以下に示す。

WG #	日時	アジェンダ
1	12/29 16:00-18:00	<p>総務省事業の説明 本調査事業の実施事項の説明 情報アクセシビリティ関連の動向、取り組み事項の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 山田先生、CIAJ笹野様、榊原先生より、情報アクセシビリティ法案の動向やCIAJのアクセシビリティに係る取り組み、またJIS規格の改訂に向けた動向などについて共有 <p>意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ JISX8341シリーズ、508条、EN30154の比較・整理の観点 ✓ 調達への適用方法を検討するにあたっての懸念点や検討しておくべき事項
2	1/24 13:00-15:00	<p>情報アクセシビリティ自己評価様式作成にあたっての課題等共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題等の共有（サンプル作成企業（HP、MS、キヤノン、IBM、SB、デジ庁）） ✓ 課題を踏まえた論点について意見交換 <p>調査状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ JISX8341の実態調査の結果について報告
3	2/21 10:00-12:00	<p>情報アクセシビリティ自己評価様式の活用方法の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 米国ヒア等の調査結果を報告 ✓ 公共調達への適用に関して、デジタル庁からの情報共有 ✓ 意見交換 <p>情報アクセシビリティ自己評価様式の更なる普及に向けた調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調査結果報告 ✓ 意見交換
4	2/21 10:00-12:00	<p>ラップアップ 意見交換</p>

WGは学識経験者・業界団体から6名で構成。関連省庁にはオブザーバーとしてWGに参加いただいた

【委員】

山田 肇	東洋大学 名誉教授
榊原 直樹	清泉女学院大学 専任講師
笹野 潤	情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ） ICT機器部長
中村 精親	ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC） 委員長
杉山 美穂	ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA） 標準化センター アクセシビリティプロジェクト
山本 勝範	株式会社野村総合研究所 システムコンサルティング事業本部 システムコンサルティング事業開発室 担当部長

【オブザーバー】

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室

デジタル庁 国民向けサービスグループ アクセシビリティ担当

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!